

装プ事第 1 1 1 4 3 号
2 8 . 8 . 8
一部改正 装プ事第 5 2 9 4 号
令和 2 年 3 月 3 1 日
一部改正 装プ事第 1 2 7 4 8 号
令和 2 年 9 月 1 4 日
一部改正 装プ事第 5 1 5 4 号
令和 3 年 3 月 3 1 日
一部改正 装プ事第 8 6 7 9 号
令和 4 年 5 月 3 1 日
一部改正 装プ事第 5 6 3 1 号
令和 6 年 3 月 2 9 日

整備計画局防衛計画課長
整備計画局サイバー整備課長
統合幕僚監部首席後方補給官
陸上幕僚監部防衛部長
陸上幕僚監部装備計画部長 殿
海上幕僚監部防衛部長
海上幕僚監部装備計画部長
航空幕僚監部防衛部長
航空幕僚監部装備計画部長
防衛装備庁技術戦略部長

防衛装備庁プロジェクト管理部長
(公印省略)

ライフサイクルコストの細部見積要領について (通知)

標記について、ライフサイクルコストの見積及び管理要領について (装プ事第 1 9 1 9 号。2 8 . 2 . 1 5) 別紙第 6 の規定に基づき、別添のとおり定めたので通知する。

なお、装プ事第 3 0 7 6 号 (2 8 . 3 . 2) は廃止する。

添付書類：ライフサイクルコストの細部見積要領（平成２８年８月８日）

写送付先：防衛政策局戦略企画参事官、防衛政策局調査課長、統合幕僚監部防衛計画部長、統合幕僚監部指揮通信システム部長、情報本部総務部長、防衛装備庁長官官房各装備開発官、防衛装備庁長官官房艦船設計官、防衛装備庁装備政策部長、防衛装備庁調達管理部長、防衛装備庁調達事業部長、防衛装備庁の施設等機関の長

一部改正 令和 2 年 3 月 31 日
一部改正 令和 2 年 9 月 14 日
一部改正 令和 3 年 3 月 31 日
一部改正 令和 4 年 5 月 31 日
一部改正 令和 6 年 3 月 29 日

ライフサイクルコストの細部見積要領

防衛装備庁プロジェクト管理部

平成 28 年 8 月 8 日

目 次

第 1	総則	2
1	趣旨	2
2	用語の定義	2
第 2	LCC 見積りにおける各組織の役割	4
第 3	装備品等の標準的なコスト構造	5
第 4	LCC 見積りの手順について	8
1	LCC 見積り	8
2	LCC の比較、単位事業取得コスト、平均量産単価及び単位 LCC の差異分析(原因の特定)	9
3	LCC 見積り結果の識別番号による管理	9
4	LCC 見積りと LCC の比較及び差異分析に関する報告事項の標準	9
第 5	LCC 見積り手法について	11
第 6	LCC 見積りに関しての留意事項	11
1	研究・開発段階の技術研究の見積範囲	11
2	コストデータの集計及び表記	11
3	弾薬等の取り扱い	12
4	契約金額の収集	12
5	能力向上の経費の計上	12
6	消費税及び地方消費税の取扱い	12
7	LCC の物価補正について	12
8	総利益率	12
9	為替レート	13
10	燃料単価	13
11	艦艇の同型艦管理について	13
12	施設について	13
13	教育・訓練について	13
14	開発事業の予算執行初年度について	13
第 7	代替案分析等における装備品等のコストデータ等の収集及び見積りについて	13
1	代替案分析等における装備品等のコストデータ等の収集及び見積り	13
(1)	人的要素に係る見積りを行う場合	13
(2)	人的要素の検討対象	13
2	人的要素の集計及び表記	14
第 8	雑則	14
付表 1	航空機のコスト構造等	15
付表 2	電子通信のコスト構造等	18
付表 3	誘導武器のコスト構造等	20
付表 4	火器のコスト構造等	22
付表 5	艦船のコスト構造等	24
付表 6	陸上車両のコスト構造等	26

第1 総則

1 趣旨

この細部見積要領は、ライフサイクルコストの見積及び管理要領について（装プ事第1919号。28. 2. 15）（以下「長官通達」という。）別紙第6の規定及び構想段階における代替案分析等の試行について（装プ事第1918号。28. 2. 15）に基づき、ライフサイクルコスト（以下「LCC」という。）見積りを行う際の細部要領を示すものである。

なお、この細部見積要領は、LCC見積りに際し、その方法を画一的に規定するものではなく、プロジェクトの規模、装備品等のカテゴリー、その他見積対象個々の条件や特性など、実情に即して適用されるべきものとする。

2 用語の定義

この細部見積要領における次の各号に掲げる用語の意義は、装備品等のプロジェクト管理に関する訓令（平成27年防衛省訓令第36号）（以下「訓令」という。）第2条及び長官通達第2に定めるもののほか、当該各号に定めるところによる。

(1) 各事業監理官等

事業監理官（誘導武器・統合装備担当）、事業監理官（宇宙・地上装備担当）、事業監理官（艦船担当）、事業監理官（航空機担当）及び事業監理官（次期戦闘機担当）並びにプロジェクト・マネージャーをいう。

(2) 各装備技術官

装備技術官（陸上担当）、装備技術官（海上担当）及び装備技術官（航空担当）をいう。

(3) 各装備開発官等

長官官房装備開発官（統合装備担当）、長官官房装備開発官（陸上装備担当）、長官官房装備開発官（艦船装備担当）、長官官房装備開発官（航空装備担当）及び長官官房艦船設計官をいう。

(4) 調達企画課等

調達管理部調達企画課及び調達管理部原価管理官をいう。

(5) 各調達官等

調達事業部需品調達官、調達事業部武器調達官、調達事業部電子音響調達官、調達事業部艦船調達官、調達事業部航空機調達官及び調達事業部輸入調達官並びに調達事業部需品調達官付試作・基盤強化措置室長、調達事業部需品調達官付機械車両室長、調達事業部武器調達官付弾火薬室長、調達事業部電子音響調達官付通信電気室長、調達事業部電子音響調達官付電子計算機室長、調達事業部艦船調達官付誘導武器室長、調達事業部航空機調達官付航空機部品器材室長及び調達事業部輸入調達官付有償援助調達室長をいう。

(6) 施設等機関

防衛省組織令（昭和29年政令第178号）第213条に規定された施設等機関をいう。

(7) 本省内局

防衛政策局及び整備計画局をいう。

(8) 各幕等

統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部及び情報本部をいう。

(9) コストデータ

L C Cを見積る装備品等の取得に係る契約金額等及び将来の見積経費をいう。

(10) 契約金額等

契約金額（契約の有無等まで含める場合は契約実績）又は予算額の代用データをいう。契約金額は原則として当初契約金額とする。

(11) C B S（Cost Breakdown Structure）

L C Cを階層に区分し、構造化したコスト構成表をいう。C B Sの細分化に関しては、下位のレベルの構成要素を集めた全体が上位のレベルの構成要素を形成する。

(12) L C C見積り

装備品等の仕様、スケジュール、リスク、コストデータ及びその他の情報を前提条件として考慮してL C Cを推算すること又は推算したL C Cをいう。

(13) リスク

L C C見積りに将来何らかの影響を与える可能性のある要因をいう。

(14) L C Cの当初ベースライン

最初に設定したL C Cのベースラインをいう。

(15) L C Cの現行ベースライン

最後に設定したL C Cのベースラインをいう。

(16) L C Cの直近ベースライン

L C Cの当初ベースラインを2回以上変更した場合、L C Cの現行ベースラインの1つ前のベースラインをいう。

(17) 単位事業取得コスト

L C Cのうち構想段階、研究・開発段階及び量産・配備段階に係る経費を装備品等の調達予定数量で除して得た額をいう。

(18) 平均量産単価

L C Cのうち量産・配備段階に係る経費を装備品等の調達予定数量で除して得た額をいう。

(19) 単位L C C

L C Cを装備品等の調達予定数量で除して得た額をいう。

(20) 当初基準見積り

L C Cのベースラインを最初に定めた時点の単位事業取得コスト、平均量産単価及び単位L C Cをいう。

(21) 現行基準見積り

L C Cのベースラインを最後に変更した時点の単位事業取得コスト、平均量産単価及び単位L C Cをいう。ただし、変更していない場合にあつては、当初基準見積りをいう。

(22) 年度見積り

LCCの年度見積ラインに対応する単位事業取得コスト、平均量産単価及び単位LCCをいう。

(23) 実績累計値（現時点）

LCCの年度見積ラインの内、前年度までの契約金額等の累積値を示す。

(24) MTBF（Mean Time Between Failure）

平均故障間隔を示す。システムの故障が修復してから次に故障が発生するまでの平均時間をいう。

(25) MTR（Mean Time To Repair）

平均修復時間を示す。システムに故障が発生してから修復が完了するまでの平均時間をいう。

(26) PBL（Performance Based Logistics）

装備品等の維持・整備業務について、部品等の売買契約、製造請負契約又は修理等の役務請負契約の都度、必要な部品の個数や役務の工数に応じた契約を結ぶのではなく、役務の提供等により得られる成果（可動率の維持・向上、修理時間の短縮、安定在庫の確保等のパフォーマンスの達成）に主眼を置いて包括的な業務範囲に対し長期的な契約を結ぶものをいう。

(27) 人的要素

代替案分析において必要に応じ見積る、運用単位（乗員数）、整備工数、人件費等をいう。

第2 LCC見積りにおける各組織の役割

LCC見積りに関しては、以下で示す関係部署が特に相互に協力してこれを実施するものとする。

(1) 事業計画官

LCC見積りに関する制度設計及び計画立案並びに後述する各事業監理官等が見積もったLCC及びコストデータについて一元管理を担うとともに、既存の個別システムと連接可能なコストデータベースの構築を担う。また、防衛装備庁、本省内局及び各幕等の協力が円滑に行えるように連絡調整を実施する。

(2) 各事業監理官等

LCC見積計画を作成し、これを元に本省内局、各幕等及び各装備開発官等の関係機関、部署から提供された情報を活用しLCC見積りを実施し、その内容について説明責任を担う。また、その責任分担については、プロジェクト管理重点対象装備品等についてはプロジェクト・マネージャーが、その他装備品等については、事業監理官（誘導武器・統合装備担当）、事業監理官（宇宙・地上装備担当）、事業監理官（艦船担当）及び事業監理官（航空機担当）及び事業監理官（次期戦闘機担当）が担うものとする。また、見積もったLCC及びコストデータについて将来の見積精度向上のための情報の蓄積も行うものとする。

なお、LCC見積計画は、各事業監理官等がLCCを見積もる上で、関係機関、部署に対し必要な情報を求めるための事項を記載した調整資料であり、前提となるLCCの

見積範囲、情報提供希望期限、提供された情報に対する見積り手法及び、その他 L C C 見積りに関する確認事項（調達予定数量、調達ペース、運用・維持に関する整備計画等）を記載するものとする。さらに、この L C C 見積計画は、情報提供元との調整を繰り返すことで、その内容は更新されるものとする。

(3) 各装備技術官

各事業監理官等が実施する L C C 見積り及び本省内局、各幕等及び各装備開発官等の情報の提供について必要な協力を行うものとする。

(4) 長官官房会計官、調達企画課等及び各調達官等

L C C 見積りに関して、各事業監理官等、各装備技術官及び各装備開発官等が必要とする資料の提供について協力を行うものとする。

(5) 各装備開発官等

L C C 見積りに必要なコストデータ及び根拠資料等を、次項に示す C B S 項目ごとに努めて漏れなく提供するものとする。また、装備品等が研究・開発段階にある場合の、量産・配備段階以降の経費の見積りに際して、各事業監理官等に協力するものとする。さらに、L C C 見積り対象の装備品等について、施設等機関の契約実績等についてのとりまとめも行うものとする。

第3 装備品等の標準的なコスト構造

L C C 見積りにおける共通のデータベース構築のために、装備品等をカテゴリー別に分類し、そのカテゴリーごとに標準的なコスト構造（C B S）を以下に定義する。

(1) 装備品等カテゴリー

表 1 に装備品等カテゴリーの分類を示す。

表 1 装備品等カテゴリーの分類

番号	カテゴリー名	備考
1	航空機	
2	電子通信	
3	誘導武器	
4	火器	
5	艦船	
6	陸上車両	
7	一般装備	上記 6 種類のカテゴリーに入らないもの

(2) 装備品等カテゴリーの定義

前項の装備品等カテゴリーの定義を、装備品等及び役務の調達実施に関する訓令（昭和 49 年防衛庁訓令第 4 号）別表等に基づき以下に示す。

表 2 航空機の定義

カテゴリー	1. 航空機
定義	大気中を飛行することができる移動システム。固定翼、可動

		翼、回転翼、複合翼のいずれかを持つ。その他の要素、例えば、有人無人あるいは飛行を制御するための推進装置の有無は定義の結論を左右しない。
例		1510 固定翼航空機 1520 回転翼航空機（ヘリコプタ） 1530 軽航空機（飛行船、自由気球、係留気球） 1540 グライダー 1550 ドローン（目標機、無線操縦無人機） 1560 航空機機体構造構成品（永久装備の燃料タンク、排気装置、ヘリコプタ操縦機構、補助燃料タンク）
量産・配備段階レベル 3 の定義	機体	主翼、尾翼、胴体等。また、機器の搭載及びエンジンの取り付け等に係る費用は全て機体を含むものとする。
	エンジン	レシプロ、ターボエンジン等。
	武器	火器等。
	電子音響機器	電波器材、音響器材、磁気器材、光波器材、ソフトウェア等。
	通電機器	電気器材、有線通信、無線通信等
	その他	上記のレベル 3 の各定義に含まれないもので、かつ、このカテゴリーに含まれる装備品等。

表 3 電子通信の定義

カテゴリー		2. 電子通信
定義		偵察・監視、電子戦、射撃管制に供する情報の取得等のために必要な電子器材、味方との通信と敵味方識別及びレーザ器材。
例		12 射撃管制装置 58 通信機材、探知器材及びコヒレント放射線器材 （例：5820～5821 無線送受信装置、5840～5841 レーダ装置、5845 水中音響装置、5855 暗視器材、5860 レーザ器材、5865 E C M器材・E C C M器材、5895 敵味方識別装置等）
量産・配備段階レベル 3 の定義	本体	電子音響機器、通電機器等。
	官給品等	契約の履行のため、契約相手方に支給する材料、部品又は機器。
	その他	上記のレベル 3 の各定義に含まれないもので、かつ、このカテゴリーに含まれる装備品等。

表 4 誘導武器の定義

カテゴリー		3. 誘導武器
定義		空中又は海中を移動し、目標を破壊することができる無人システム。移動は片道のみであり、往復の移動を要求される無人機とは区別される。地上、海上、海中、空中における誘導武器専用のプラットフォームと発射装置、射撃統制装置も含む。
例		1230 射撃管制装置 14 誘導弾（魚雷も含む）
量産・配	誘導弾	主翼、尾翼、胴体、推進装置、弾頭部、誘導制御部からなる飛

備 段 階 レベル 3 の定義		翔体及び魚雷等。
	射撃統制装置	誘導武器専用の射撃統制装置、目標を識別するためのセンサー及び計算機等。
	発射装置	誘導弾を発射するための装置で、車体等誘導武器専用のプラットフォームも含む。
	通信装置	システムの構成に含めることが妥当である指揮統制用の有線器材、無線器材等。
	その他	上記のレベル 3 の各定義に含まれないもので、かつ、このカテゴリーに含まれる装備品等。

表 5 火器の定義

カテゴリー		4. 火器
定義		弾薬を目標に投射する能力を提供するシステム、目標を待ち受け発火・爆発するシステム又は目標近辺で発火・爆発するシステム。
例		10 武器（銃、砲等） 13 弾薬及び火薬類（爆弾、ロケット弾、地雷、機雷、爆雷等） 12 射撃管制装置 1 式
量産・配備 段階 レベル 3 の定義	火器本体	砲架等。
	砲	砲、銃等。
	通電機器	通信機器、暗視装置等。
	その他	上記のレベル 3 の各定義に含まれないもので、かつ、このカテゴリーに含まれる装備品等。

表 6 艦船の定義

カテゴリー		5. 艦船
定義		水上又は水中を航行可能な移動システム。無人ビークルも含む。なお、異なる種類の艦船に搭載された同一の装備は、サブシステムとして独立させることにより、管理することができる。
例		1905 警備艦（護衛艦、潜水艦、掃海艇、輸送艦等）
量産・配備 段階 レベル 3 の定義	船体部	船殻、隔壁、マスト等船体を構成する構造物等。 また、機器の搭載及びエンジンの取り付け等に係わる費用はすべて船体に含むものとする。
	機関部	ディーゼルエンジン、ガスタービン、減速装置、発電機、蓄電池、電動機等。
	武器部	火器、機雷、誘導弾（魚雷も含む）、掃海具、光波機器、通信装置、レーダ装置、音響装置等。
	官給品	着艦拘束装置、作業艇、ゴム浮舟、造水装置、補助ボイラ、工作機械、空気圧縮機、高圧気蓄器、探照灯、信号探照灯、水平灯、電気推進装置等。
	その他	上記のレベル 3 の各定義に含まれないもので、かつ、このカテ

		ゴリーに含まれる装備品等。
--	--	---------------

表7 陸上車両の定義

カテゴリー		6. 陸上車両
定義		地上を走行する能力を持った移動システム。戦闘車両及び水陸両用車もこれに含める。
例		2320 装輪式トラック及び装輪式トラクタ (例：指揮通信車、化学防護車等) 2350 装軌式襲撃用車両及び装軌式戦術用車両 (例：戦車、自走砲、装甲車等) 注：一般車両は一般装備のカテゴリーに含まれる。
量産・配備段階レベル3の定義	車体	装甲、シャーシー、機器の搭載、エンジンの取り付け等。
	機関（エンジン）	エンジン、変速機、サスペンション等。
	砲	戦車砲等当該車両の主要火器として使用されるもの。
	通電機器	電気器材、無線通信等。
	その他	上記のレベル3の各定義に含まれないもので、かつ、このカテゴリーに含まれる装備品等。

(3) 装備品等カテゴリーに対するコスト構造の標準

前項で定義した装備品等カテゴリーに対するCBSの標準をレベル3まで定義したものを付表1から付表6に示す。なお、一般装備のコスト構造に関しては、他の装備品等カテゴリーのコスト構造を参考にするものとする。

第4 LCC見積りの手順について

1 LCC見積り

LCC見積りの標準的な手順は以下のとおりとする。

- (1) 各事業監理官等は、訓令第18条等に基づき、本省内局、各幕等（CBSレベル3の予算要求機関、部署）及び各装備開発官等に対し必要な情報の提供を求める場合には、LCC見積計画を提示した上で、原則として、過去5年分の契約実績資料、予算概算要求資料、予算査定資料、中期計画及びその他LCC見積り時点で判明している装備品等の取得に関する将来計画等、LCC見積りに必要な情報の提供を求めるものとする。同様に、各事業監理官等は、各調達官等、長官官房会計官、調達企画課等に対し、契約時の計算価格の内訳に係る資料等の情報の提供を求めるものとする。

さらに、各事業監理官等は、各装備開発官等に対しては、装備品等の開発を実施する場合において必要に応じ開発を実施する範囲の量産・配備段階以降の経費の見積りについても情報の提供を求めるものとする。

- (2) 各事業監理官等は、提供された情報を元に、CBSレベル3ごとに、原則として、当該年度の前年度までは契約金額、当該年度は予算査定額、当該年度以降は第5の見積手

法により、年度ごとにＬＣＣ見積りを実施するものとする。この際、各装備技術官は、各事業監理官等の求めに応じＬＣＣ見積り作業について協力するものとする。

(3) 各事業監理官等は、ＬＣＣ見積り結果について情報提供元と内容の調整を実施する。

(4) 各事業監理官等は、前３号のＬＣＣ見積り結果についてあらかじめ事業計画官と調整の上、本省内局、各幕等及び各装備開発官等の関係機関、部署に通知するものとする。

2 ＬＣＣの比較、単位事業取得コスト、平均量産単価及び単位ＬＣＣの差異分析（原因の特定）

各事業監理官等は、ＬＣＣの年度見積ラインとＬＣＣの当初、現行ベースラインとの比較及び、年度見積りと当初、現行基準見積りとの比較を実施するとともに差異分析（原因の特定）を実施する。なお、各事業監理官等が上記差異分析を実施する際には必要に応じ、本省内局、各幕等及び各装備開発官等の関係機関、部署の協力を得て行うものとする。

3 ＬＣＣ見積り結果の識別番号による管理

事業計画官は、ＬＣＣ見積り結果について識別番号を付与し、ＬＣＣ見積り結果及びコストデータの管理を行うものとする。

4 ＬＣＣ見積りとＬＣＣの比較及び差異分析に関する報告事項の標準

各事業監理官等は、ＬＣＣ見積りとＬＣＣの比較及び差異分析を実施した結果について、取得戦略計画、取得プログラムの分析及び評価結果等に活用する場合には、これらに係る報告内容において、表８、表９の記載事項を参考とするものとする。この際、第４第１項のＬＣＣ見積計画の概要についても併記しておくこととする。

なお、表９に示す単位時間等あたりの運用費、MTBF、MTTRについては、プロジェクト管理として活用が必要な場面、その対象範囲、見積方法等を含め、今後各幕等関係機関と調整を行い、計上について検討するものとする。

表８ ＬＣＣ見積りに関する記載事項

番号	項目	内容
1	装備品等の概要	装備品等の導入経緯、運用構想等を記載
2	装備品等の性能	装備品等について主要な性能諸元等及び搭載機器等を記載
3	ＬＣＣ見積りの前提条件	ＬＣＣを見積るために用いた見積範囲、見積方法、その他必要な事項を定めた前提条件を記載
4	ＬＣＣの当初、現行ベースライン ＬＣＣの年度見積ライン	ＬＣＣの当初、現行ベースラインを黒線で表示。 ＬＣＣの年度見積ラインを赤線で表示し、実績累計値（現時点）を赤点でプロット。 なお、当該年度にＬＣＣのベースラインを作成又は変更した場合は、ＬＣＣの年度見積ラインは存在しない。

5	C B S 総括表	C B S ごとのコストについて以下の項目に対して記載。 (1) 当該年度に L C C のベースラインを変更する場合： ・ L C C の当初ベースラインを設定年度とともに記載。 ・ L C C の直近ベースラインを設定年度とともに記載。 ・ L C C の現行ベースラインを設定年度とともに記載。 (2) 当該年度に L C C のベースラインを変更しない場合： ・ L C C の当初ベースラインを設定年度とともに記載。 ・ L C C の現行ベースラインを設定年度とともに記載。 ・ L C C の年度見積ラインを設定年度とともに記載。 ・ L C C の年度見積ラインと L C C の当初、現行ベースラインとの差異分析を実施。
		年度見積りと当初、現行基準見積りとの差異分析を実施。
6	感度分析	為替変動が影響する C B S 項目について、L C C の当初、現行ベースライン又は L C C の年度見積ライン設定時点に対し、為替変動を与えて分析した結果を記載。
7	開発線表および経費	開発を行う装備品等について、L C C の当初、現行ベースライン設定時点等の開発線表、契約実績及び将来経費について記載。
8	技術実用試験後の平均量産単価	平均量産単価について L C C の当初ベースライン時点及び量産開始時等の時点に対して記載。
9	量産・配備段階費用	年度ごとの調達数量及び経費等について以下の項目に対して記載。 (1) 当該年度に L C C のベースラインを変更する場合： ・ L C C の当初ベースライン、L C C の直近ベースライン、L C C の現行ベースラインに対して記載。 (2) 当該年度に L C C のベースラインを変更しない場合： ・ L C C の当初ベースライン、L C C の現行ベースライン、L C C の年度見積ラインに対して記載。 ・ L C C の年度見積ラインと L C C の当初、現行ベースラインとの差異分析を実施。
10	新規仕様、追加仕様	L C C に影響を及ぼす大規模な仕様変更及び改修等について、その概要、発生年度及び L C C 等への影響を記載。
11	装備品等の整備計画（改修を除く）	装備品等の単体をモデルとした定期修理、エンジンオーバーホール等の整備計画を図示。
12	運用・維持段階費用	年度ごとの運用数及び経費等について以下の項目に対して記載。 (1) 当該年度に L C C のベースラインを変更する場合： ・ L C C の当初ベースライン、L C C の直近ベースライン、L C C の現行ベースラインに対して記載。 (2) 当該年度に L C C のベースラインを変更しない場合： ・ L C C の当初ベースライン、L C C の現行ベースライン、L C C の年度見積ラインに対して記載。

		・LCCの年度見積ラインとLCCの当初、現行ベースラインとの差異分析を実施。
13	LCCに影響を与えうる要因	将来のコスト変動の可能性となるリスク要因を抽出し、その対象となるCBS項目と現状を記載。

表9 プロジェクト管理に活用するLCCに関する記載事項

番号	項目	内容
14	単位時間等あたり運用費	運用・維持段階費用のうち、改修等に係る一部のCBSを除いた費用を、運用時間等で除した金額を記載。 装備品等のプロジェクト管理のために、単位時間等あたり運用費とLCC等との関係を把握する必要がある場合は、本項目を計上することとする。
15	運用・維持段階のコストに強い相関があるパフォーマンス指標（MTBF、MTTR）	装備品等のプロジェクト管理のために、装備品等の可動状況とLCC等との関係を把握する必要がある場合は、本項目を計上することとする。

第5 LCC見積り手法について

LCC見積りの手法としては、類似の既存装備品等の数値を調整することによってコストを類推するアナロジー手法、複数の既存装備品等を統計的に分析して相関関係を見出しコストを類推するパラメトリック手法、統計情報等に基づき労務費、材料費等を推定し、これらを積み上げてコストを類推するエンジニアリング手法、契約金額を利用して将来のコストを類推するアクチャルコスト手法等を活用することとする。

装備品等のライフサイクルの段階が進むにつれ、その装備品等の機能・性能が明らかになるとともに、ライフサイクル全般の契約金額が明確になってくることから、これに対応して将来経費を見積る際には、アナロジー手法又はパラメトリック手法から、エンジニアリング手法、アクチャルコスト手法への見積り手法の変更を検討することとする。

各事業監理官等は、それぞれのライフサイクルの段階に応じて入手できる情報を踏まえ、ライフサイクルの段階に対応した適切な見積手法を選択してLCCを見積もるものとする。

第6 LCC見積りに関しての留意事項

1 研究・開発段階の技術研究の見積範囲

研究・開発段階の技術研究の経費については、原則として各幕等からの要求に基づく装備品等の研究（試験費等を含む）を対象とする。

2 コストデータの集計及び表記

コストデータの集計に際しては、契約金額等については1円単位で、見積り経費については千円単位とし、端数処理は四捨五入によるものとする。報告書等における数値は、

有効桁数を明示の上表記する。

3 弾薬等の取り扱い

弾薬等の見積対象は、装備品等に固有の弾薬費とする。ただし、弾薬、誘導弾の費用から調達数量が推定され、調達数量から弾薬、誘導弾の保有数量が推定される懸念があるため、公表の際には、量産・配備段階及び運用・維持段階の備蓄弾薬、訓練用弾薬、誘導弾の費用を計上しないものとする。なお、構想段階及び研究・開発段階における弾薬、誘導弾の試作品費等の費用については、本費用から弾薬、誘導弾の保有数量が推定されることは考えられないため、公表対象とする。

4 契約金額の収集

契約金額については、中央調達、地方調達ともに、原則として1件別に契約金額を収集することとする。また、関係する装備品等に共通の部品については、各事業監理官等は前提条件を明確にした上で費用を按分し、それ以外の部品については、個別に計上することとする。また、契約金額については、LCCの迅速な確定のため原則として当初契約金額を計上するものとする。なお、契約金額のデータ収集が困難な場合は、予算額等、対象装備品等に係る契約金額に一番近いと思われるデータを代用することができるものとする。

5 能力向上の経費の計上

原則として、航空機、陸上車両、艦船等における機能付加などの能力向上事業等、プラットフォームに搭載するための要素技術関連事業については、搭載されるプラットフォームで管理する。

6 消費税及び地方消費税率の取扱い

LCC見積りに使用する消費税及び地方消費税率は、①実績については契約金額、②見積経費については予算概算要求資料等との整合を考慮のうえ、最新の消費税法及び関連規則等を踏まえるものとする。

7 LCCの物価補正について

LCCの将来の物価変動については、個々の装備品等の価格変動を予測する適切な指数を設定することは困難なことから、当分の間、将来の物価変動の予測は考慮しないものとする。ただし、代替案分析等の必要から平仄を揃えてLCCを比較する場合等、過去の装備品等の契約金額をLCC見積り時点までの物価変動等を考慮して補正する必要がある場合には、原則として、為替レートが影響する部分を除き、装備品等の価格全体を一括して補正することとする。

8 総利益率

LCC見積りにおいて適用する総利益率（以下「G C . I . P」という。）は、原則として、製造会社等のG C . I . Pとする。ただし、研究・開発段階の見積経費については、予算概算要求で用いたG C . I . Pを用いることとする。

なお契約相手方が未定の段階に適用する量産・配備段階の見積りに適用するG C . I . Pは、類似装備品等の契約相手方のG C . I . Pを、事業が研究・開発段階にある量産・配備段階の見積りに適用するG C . I . Pは、試作事業の契約相手方のG C . I . Pを適用するものとする。

9 為替レート

LCC見積りに適用する為替レートは、予算概算要求資料等との整合を考慮の上、原則として、支出官レートを適用するものとする。なお、将来の見積り経費については、将来の為替変動は考慮しないものとする。

10 燃料単価

LCC見積りに適用する燃料単価については、予算概算要求資料等との整合を考慮の上、原則として前年度の平均実績単価を使用するものとする。

11 艦艇の同型艦管理について

艦艇については、同型複数艦が代替検討の対象となりうることから原則として同型複数艦でのLCC見積りを行うこととする。

12 施設について

施設の見積対象は、対象装備品等に特有の保管・整備等に使用する施設や対象装備品等に特有の操作・整備等の要員養成に係る教育訓練施設とする。

13 教育・訓練について

教育・訓練の見積対象は、対象装備品等の操作・整備等の要員養成に係る教育・訓練に使用する機材等及び装備品等固有の訓練用弾薬とし、部隊の練成に係る教育訓練に使用する機材等は含めないものとする。

14 開発事業の予算執行初年度について

長官通達別紙第4第1号に定める年度について、国際協力を伴う場合においては、外国政府又は外国企業との役割分担が明確となった年度とする。

第7 代替案分析における装備品等のコストデータ等の収集及び見積りについて

1 代替案分析等における装備品等のコストデータ等の収集及び見積り

構想段階における代替案分析等の試行について（装プ事第1918号。28. 2. 15）に基づく代替案分析を行う際、LCC見積りに加え、評価項目としての人的要素のうち、以下の各号であって、費用化による評価が必要なとき、当該LCC見積りに対応した費用を見積るものとする。

(1) 人的要素に係る見積りを行う場合

「装備取得要求見積書」に記載された評価項目に人的要素に係る項目の記載があり、かつ、代替案分析における人的要素の評価項目のうち、費用化して分析、検討を行う必要がある場合、当該項目に係る見積りを行うものとする。

(2) 人的要素の検討対象

見積りの対象は装備品等の機能、性能とのトレードオフの関係となる運用・維持等に従事する人員を対象とし、具体例を表10に示す。ただし、人的要素は表中の項目に限らず、代替案分析における意思決定の適正性に資すると認められる項目を、必要に応じて設定するものとする。

表10 装備品等カテゴリーと代替案分析における人的要素の検討対象の例

区分	装備品等カテゴリー	検討範囲
----	-----------	------

運用	航空機	運用単位（パイロット、ナビゲータ、専門乗組員、搭乗員等）
	電子通信	運用単位（操作卓担当者等）
	火器、陸上車両	運用単位（車長、砲手、運転手、装填士等）
	艦船	運用単位（指揮要員、CIC 要員、火器管制要員等）
維持	航空機、電子通信、火器、陸上車両、艦船 他	運用単位（部隊レベルの維持業務、関連維持装備品及び部隊レベルの訓練器材に従事する人員）

2 人的要素の集計及び表記

人的要素は、代替案分析の検討の項目表において外数として計上し、必要に応じて表記する。ただし、必ずしも金額的な換算を伴うものではない。

第8 雑則

この通知は3年以内を目途に、必要な見直しを行うものとする。

付表 1

航空機のコスト構造等		
レベル 1	レベル 2	レベル 3
項目名	項目名	項目名
構想段階	構想検討	調査検討
		直調／開発の選定
		機種選定
研究・開発段階	技術研究	研究委託費
		研究試作（試作品費）
		開発試験費
		その他（運搬費等）
	試作品費	設計
		機体
		エンジン
		武器
		電子音響機器
		通電機器
		その他
	官給用装備品	機体
		エンジン
		武器
		電子音響機器
		通電機器
		その他
	技術試験	開発試験費
		その他（運搬費等）
	実用試験	実用試験費
		その他
	試験設備	試験施設整備
		試験施設維持改修
		試験装置整備
		試験装置維持改修
量産・配備段階	初度費	機体
		エンジン
		武器
		電子音響機器
		通電機器

		その他
	航空機	機体 エンジン 武器 電子音響機器 通電機器 その他
運用・維持段階	試験等	試験費 その他
	補用品	初度補用品 補用エンジン 補用搭載装備品 機体維持部品 エンジン維持部品 搭載装備品維持部品
	修理役務	機体修理 エンジン修理 搭載装備品修理
	部隊整備	部隊整備
	改修	部品枯渇対策 安全対策 信頼性向上 能力向上
	整備用器材	航空機整備用器材 エンジン整備用器材 搭載装備品用器材
	弾薬等	弾薬等（訓練用を除く）
	支援器材	地上支援器材 航空機支援車両等 衛星通信及び地上通信役務
	施設	施設整備 施設維持改修 試験装置整備 試験装置維持改修
	教育・訓練	訓練用弾薬等 訓練用器材 教育訓練設備 教育訓練施設

		教育訓練費（部外委託費等）
	燃料費等	航空機燃料
	技術支援費	保守委託費等
		技術刊行物
		システム維持
		駐在役務
		FMS 役務費
		プログラム維持
	P B L	補用品
		修理役務
		技術支援
		その他
	その他	その他
廃棄段階	航空機	航空機廃棄
	施設	施設解体、撤去

※コスト集計項目は、外部コストを前提としていることに留意する。

付表 2

電子通信のコスト構造等		
レベル 1	レベル 2	レベル 3
項目名	項目名	項目名
構想段階	構想検討	調査検討
		直調／開発の選定
		機種選定
研究・開発段階	技術研究	研究委託費
		研究試作（試作品費）
		開発試験費
		その他（運搬費等）
	試作品費	設計
		電子音響機器
		通電機器
		専用試験装置
		その他
	官給用装備品	電子音響機器
		通電機器
		その他
	技術試験	開発試験費
		その他（運搬費等）
	実用試験	実用試験費
		その他
	試験設備	試験施設整備
		試験施設維持改修
		試験装置整備
		試験装置維持改修
量産・配備段階	初度費	本体
		官給品等
		その他
	システム等	本体
		官給品等
		その他
運用・維持段階	試験等	試験費
		その他
	補用品	初度補用品

		維持部品等
	修理役務	本体修理
		官給品等修理
	C O T S 品更新	C O T S 初度費（試験費等）
	部隊整備	部隊整備
	改修	改修
	整備用器材	部隊整備工具
		野整備工具
		補給処整備工具
	弾薬等	弾薬等（訓練用を除く）
	支援器材	試験装置整備
		試験装置維持改修
		その他
	施設	施設整備
		施設維持改修
	教育訓練	訓練用弾薬
		訓練用器材
		教育訓練設備
		その他
	燃料費等	車両燃料
		発電機燃料
	技術支援費	保守委託費等
		技術刊行物
		システム維持
		駐在役務
		F M S 役務費
		プログラム維持
	P B L	補用品
		修理役務
		技術支援
		その他
	その他	その他
廃棄段階	システム等	本体等廃棄
	施設	施設解体、撤去

※コスト集計項目は、外部コストを前提としていることに留意する。

付表 3

誘導武器のコスト構造等		
レベル 1	レベル 2	レベル 3
項目名	項目名	項目名
構想段階	構想検討	調査検討
		直調／開発の選定
		機種選定
研究・開発段階	技術研究	研究委託費
		研究試作（試作品費）
		開発試験費
		その他（運搬費等）
	試作品費	設計
		誘導弾
		射撃統制装置
		発射装置
		通信装置
		整備器材
		専用試験装置
		その他
	技術試験	開発試験費
		その他（運搬費等）
	実用試験	実用試験費
		その他
	試験設備	試験施設整備
		試験施設維持改修
		試験装置整備
		試験装置維持改修
量産・配備段階	初度費	誘導弾
		射撃統制装置
		発射装置
		通信装置
		その他
	誘導武器	誘導弾
		射撃統制装置
		発射装置
		通信装置
		その他

運用・維持段階	試験等	試験費
		その他
	補用品	初度補用品
		維持部品等
	修理役務	装置等維持
		誘導弾維持
	部隊整備	部隊整備
	改修	改修
	整備用器材	部隊整備工具
		野整備工具
		補給処整備工具
	弾薬等	弾薬等（訓練用除く）
	支援器材	試験装置整備
		試験装置維持改修
		その他
	施設	施設整備
		施設維持改修
	教育・訓練	誘導弾（訓練用）
		訓練用器材
		教育訓練設備
		教育訓練費
	燃料費等	車両燃料
	技術支援費	保守委託費等
		技術刊行物
		システム維持
		駐在役務
		F M S 役務
		プログラム維持
	P B L	補用品
		修理役務
		技術支援
		その他
	その他	その他
廃棄段階	装備品	誘導弾等廃棄
	施設	施設解体、撤去

※コスト集計項目は、外部コストを前提としていることに留意する。

火器のコスト構造等		
レベル 1	レベル 2	レベル 3
項目名	項目名	項目名
構想段階	構想検討	調査検討
		直調／開発の選定
		機種選定
研究・開発段階	技術研究	研究委託費
		研究試作（試作品費）
		開発試験費
		その他（運搬費等）
	試作品費	設計
		火器本体
		砲
		電子音響機器
		通電機器
		専用試験装置
		その他
	官給用装備品	火器本体
		砲
		電子音響機器
		通電機器
		その他
	技術試験	開発試験費
		その他（運搬費等）
	実用試験	実用試験費
		その他
	試験設備	試験施設整備
		試験施設維持改修
		試験装置整備
		試験装置維持改修
量産・配備段階	初度費	火器本体
		砲
		通電機器
		その他
	火器	火器本体
		砲
		通電機器
		その他
		試験費

運用・維持段階	試験等	その他
	補用品	初度補用品
		維持部品等
	修理役務	火器修理
		搭載装備品修理
	部隊整備	部隊整備
	改修	改修
	整備用器材	部隊整備工具
		野整備工具
		補給処整備工具
	弾薬等	弾薬等（訓練用を除く）
	支援器材	試験装置整備
		試験装置維持改修
		その他
	施設	施設整備
		施設維持改修
	教育・訓練	訓練用弾薬
		訓練用器材
		教育訓練設備
		教育訓練費（部外委託費等）
	燃料費等	車両燃料
	技術支援費	保守委託費等
		技術刊行物
		システム維持
		駐在役務
		FMS 役務費
		プログラム維持
	P B L	補用品
		修理役務
		技術支援
		その他
	その他	その他
廃棄段階	火器	火器廃棄
	施設	施設解体、撤去

※コスト集計項目は、外部コストを前提としていることに留意する。

艦船のコスト構造等		
レベル 1	レベル 2	レベル 3
項目名	項目名	項目名
構想段階	構想検討	構想検討
研究・開発段階	技術研究	技術研究
	研究開発	船体
		装備品（艦船）
		装備品（武器）
		試験評価
		その他
	実用試験	実用試験
	性能試験	性能試験
	設計費	船体
		装備品（艦船）
		装備品（武器）
		その他
	官給用装備品	船体
		機関
		電気
		武器
		その他
量産・配備段階	初度費	船体部
		機関部
		武器部
		官給品
		その他
	製品費	船体部
		機関部
		武器部
		官給品
		その他
運用・維持段階	運用費	消耗品費
		支援費
	後方支援費	維持整備
		補給
		技術刊行物

		整備用器材
		教育訓練
		施設
		技術支援
	改造・改修費	改造・改修費
	弾薬等	弾薬等
	P B L	維持整備
		技術支援
		その他
廃棄段階	その他	その他
	除籍費	廃棄
	施設	施設解体、撤去

※コスト集計項目は、外部コストを前提としていることに留意する。

陸上車両のコスト構造等		
レベル 1	レベル 2	レベル 3
項目名	項目名	項目名
構想段階	構想検討	調査検討
		直調／開発の選定
		機種選定
研究・開発段階	技術研究	研究委託費
		研究試作（試作品費）
		開発試験費
		その他（運搬費等）
	試作品費	設計
		車体
		機関（エンジン）
		砲塔・火器
		電子音響機器
		通電機器
		専用試験装置
		その他
	官給用装備品	車体
		機関（エンジン）
		砲塔・火器
		電子音響機器
		通電機器
		その他
	技術試験	開発試験費
		その他（運搬費等）
	実用試験	実用試験費
		その他
	試験設備	試験施設整備
		試験施設維持改修
		試験装置整備
		試験装置維持改修
量産・配備段階	初度費	車体
		機関（エンジン）
		砲
		通電機器
		その他
	陸上車両	車体
		機関（エンジン）
		砲
		通電機器

		その他
運用・維持段階	試験等	試験費
		その他
	補用品	初度補用品
		維持部品等
	修理役務	本体修理
		搭載装備品修理
	部隊整備	部隊整備
	改修	改修
	整備用器材	部隊整備工具
		野整備工具
		補給処整備工具
	弾薬等	弾薬等（訓練用を除く）
	支援器材	試験装置整備
		試験装置維持改修
		その他
	施設	施設整備
		施設維持改修
	教育・訓練	訓練用弾薬
		訓練用器材
		教育訓練設備
		教育訓練費（部外委託費等）
	燃料費等	車両燃料
	技術支援費	保守委託費等
		技術刊行物
		システム維持
		駐在役務
		FMS 役務費
		プログラム維持
	P B L	補用品
		修理役務
		技術支援
		その他
	その他	その他
廃棄段階	陸上車両	陸上車両廃棄
	施設	施設解体、撤去

※コスト集計項目は、外部コストを前提としていることに留意する。